



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 条例

- *34 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- *35 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (税務課)
- *36 和歌山県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例 (医務課)

公布された条例のあらまし

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

県の組織改正に伴い、規定の整備を行いました。(第14条及び第18条関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行します。

◇近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

(1) 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正

工業生産設備の取得価額要件を10億円に引き上げて、特別措置の適用期間を平成22年3月31日まで延長するとともに、不動産取得税の税率の特例の期限を平成21年3月31日まで延長することとしました。(第2条及び附則第3項関係)

(2) 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正

不動産取得税の税率の特別措置を1年間延長することとしました。(附則第2項関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

1 条例の概要

国の診療報酬の算定方法の改定に伴い、関係条例の規定の整備を行いました。(第1条、第2条及び第3条関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行します。

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第34号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「県土整備部河川・下水道局生活排水課」を「県土整備部河川・下水道局下水道課」に改める。

第18条第1項中「振興局総務室」を「振興局総務企画室」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第35号

近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

（近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第1条 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例（昭和41年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に、「9億円」を「10億円」に改める。

付則第3項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

（和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第2条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成15年4月1日」を「平成20年4月1日」に、「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に、「、附則第10項の3及び和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第61号）附則第5項」を「及び附則第10項の3」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例第2条の規定は、平成20年4月1日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者について適用し、同日前に工業生産設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

和歌山県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第36号

和歌山県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

（和歌山県使用料及び手数料条例の一部改正）

第1条 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1第10項中「平成18年厚生労働省告示第92号（診療報酬の算定方法）別表第1医科診療報酬点数表（第11項及び第11項の2において「診療点数表」という。）及び別表第2歯科診療報酬点数表」を「平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）別表第1医科診療報酬点数表（第11項及び第11項の2において「診療点数表」という。）及び別表第2歯科診療報酬点数表」に改める。

（和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部改正）

第2条 和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表診療の項中「平成18年厚生労働省告示第92号（診療報酬の算定方法）別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表」を「平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表」に改める。

（和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例の一部改正）

第3条 和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表中「平成18年厚生労働省告示第92号（診療報酬の算定方法）別表第2歯科診療報酬点数表」を「平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）別表第2歯科診療報酬点数表」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。